

# 主張

## 災害弔慰金

自然災害で亡くなった人の遺族に支給される災害弔慰金は、公明党のリードで今年7月に成立した改正法により支給対象が拡大し、生計をつけていた兄弟姉妹にも支給されるようになった。

東日本大震災の被災地で拾い上げた「現場の声」を国政に届け、実現したものだが、まだ改善すべき点がある。

「生計維持者」の判断基準が曖昧になっている問題だ。

災害弔慰金は、生計維持者が亡くなつた場合は500万円、それ以外の場合は250万円が支給されることになつた。

ている。

しかし、

0万円になつたという。

に係る所得金額の制限を受け

ない。政府は一日も早く改善

すべきである。

被災地では

あまりにも心がない対応ではないか。実態に即して見直すべきである。

実際の稼ぎ手である人が「く

るべきである。

なった場合でも、遺族に一定の収入があれば「生計維持者」と認められず、弔慰金の支給は1975年の厚生省(当時)

弔慰金の支給額は市区町村が判断しているが、その基準が1975年の厚生省(当時)

つまり、市区町村が同通知を意識しすぎて、実態に合わないケースが出てきていると

弔慰金の支給対象を広げる法改正の際には、公明党の遠山清彦衆院議員の質問に細川厚労相(当時)が「ぜひ国会で議論してほしい」と前向きな答弁をしたが、衆参400人以上もいる与党議員の動きは見られなかつた。

## 実態に即した見直しを

の判断基準

政府は一日も早く改善せよ

額が250万円に減額されて

いるケースがあつた。

24日の国会質問で公明党の

石田祝穂衆院議員が改善を求めるのに對し、小宮山厚労相

の局長通知である。

これには生計維持者について、「社会通念上」死亡者が受給遺族の主たる扶養者となりられる場合で、かつ受給遺族に収入がない、または所得税法に規定する控除対象配偶者

73年に成立した災害弔慰金支給法は、公明党が繰り返し議員立法を提出するなど一貫して法制定を訴え、個人救済への道を開いた法律だ。公明党は今後も被災者の側に立ち全力で戦い抜く決意である。